

38 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【4, 075(18, 357) 百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では、農山漁村の高齢化や人口減少に伴う活力低下等、厳しい状況を踏まえ、6次産業化等による農林漁業の高付加価値化や、消費者との絆の強化等を推進することにより、農林漁業の体質強化を図ることとされています。
- ・6次産業化や消費者との絆の強化等による農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

政策目標

- 生産された地域産物や地域資源の活用、販路拡大に係る取組を新たに創出（平成23～27年度の5年間で250グループ）
- 全国の市町村の過半（1,000以上）で定住、交流に資する農山漁村の活性化を促進（平成27年度）

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための農業用排水施設等の生産基盤及び農林水産物処理加工施設等の生産施設等の整備を支援します。

2. 定住環境の整備

定住等を促進するための集落における簡易給排水施設等の生活環境施設の整備を支援します。

3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる地域資源活用総合交流促進施設、自然環境等活用交流学习施設等の整備を支援します。

（補助率：定額（定額、1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等）

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成24年度概算決定額 : 4, 075 (18, 357) 百万円

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村地域の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。

特 徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成
(農林漁業者等の組織する団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

整備内容

1. 生産基盤及び施設の整備
2. 定住環境の整備
3. 地域間交流の促進

各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対し、事業費の1/2等の交付率で、交付金を交付します。

農林水産省

計画主体
(都道府県・市町村)

都道府県又は市町村が単独で又は共同して、各地域の実情に合わせて活性化計画(各地域それぞれのプロジェクト)を作成し、それを実現するために、交付金を活用できます。

二地域間居住を推進

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



IJUターンを推進

簡易給水施設等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



交付金を活用した計画(プロジェクト)の例

地場産品を活用して雇用創出

ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。



農林漁業振興と定住促進

農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。



豊かな自然を活用した交流

農地・山林・海岸を巡る散策道など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



事業実施主体

(都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業共同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等)